

お知らせ（重要）

～主任介護支援専門員更新研修の受講要件について～

平成 28 年度から、主任介護支援専門員として継続的な資質向上を図るため、更新制度が導入され、主任介護支援専門員更新研修が新設されました。研修の受講に当たっては、裏面 **【参考】** に記載する大阪府介護支援専門員資質向上事業実施要綱（別添 6 主任介護支援専門員更新研修実施要綱）に規定する対象者として個別受講要件①～⑦までのいずれかを満たす必要があります。

主任更新研修にかかる受講要件②の法定外研修の受講に関して

注意

受講要件②により、主任更新研修を受講する場合は、毎年、法定外研修を受講する必要があります。計画的な法定外研修の受講に努めてください。

1. 法定外研修の探し方

法定外研修については、大阪府主任介護支援専門員更新研修指定団体「公益社団法人 大阪介護支援専門員協会」のホームページ (<http://www.ocma.ne.jp/>) 上に掲載された「介護支援専門員資質向上研修（法定外研修）の掲示一覧」から確認ができます。こちらは、大阪介護支援専門員協会の会員、非会員ともに、無料で閲覧できる掲示板システムとなっています。

2. 法定外研修受講時に必要なもの

法定外研修を受講する際は、「介護支援専門員資質向上研修（法定外研修）の受講記録」（書類⑧参照）に必要事項を記入の上、持参し、実施機関確認者名及び確認印の欄に研修実施機関の担当者の署名・押印が必要です。（別紙「介護支援専門員資質向上研修（法定外研修）受講記録」参照）

3. 法定外研修の受講について

研修修了年度	回数の考え方				
平成 18 ～27 年度 までに主任研修を 修了した者	平成 29 年度を起点として、研修申込締切日までに毎年 4 回かつ 12 時間以上 ※なお、やむを得ない事情がある場合は、年平均 4 回かつ 12 時間以上の受講で認めることとする。				
	（例）平成 30 年度（8 月末）に主任更新研修を申込み場合				
	平成 29 年 9 月 1 日から平成 30 年 8 月 31 日（研修申込締切日から遡って 1 年間） （ただし、平成 30 年度 8 月募集については、平成 29 年 4 月 1 日から平成 29 年 8 月 31 日に受講した法定外研修についても、該当期間内に受講したものとみなす。）				
	4 回かつ 12 時間以上				
平成 28 年度以降に 主任又は主任更新 研修を修了した者	主任研修又は主任更新研修終了日の属する年度の翌年度から研修申込日までの期間に毎年 4 回、かつ、12 時間以上 ※なお、やむを得ない事情がある場合は、年平均 4 回かつ 12 時間以上の受講で認めることとする。				
	（例）平成 29 年度（平成 30 年 5 月 1 日）に主任更新研修を修了し、平成 33 年度 3 月申込分（平成 33 年 3 月末）に 2 回目の主任更新研修を受講する場合				
	平成 29 年度 （平成 30 年 3 月末 まで）	平成 30 年 （平成 30 年 4 月から 平成 31 年 3 月末 まで）	平成 31 年 （平成 31 年 4 月から 平成 32 年 3 月末 まで）	平成 32 年 （平成 32 年 4 月から 平成 33 年 3 月末 まで）	平成 33 年 （平成 33 年 4 月から 平成 34 年 3 月末 まで）
	主任又は主任更新 研修受講年度内は 法定外研修の受講 は不要	4 回かつ 12 時間以上	4 回かつ 12 時間以上	4 回かつ 12 時間以上	主任更新研修受講 年度内は法定外研 修の受講は不要

○主任介護支援専門員の有効期間について

- ・平成 26 年度までに主任介護支援専門員研修を修了した者は、次の表のとおり経過措置が設けられています。
- ・平成 27 年度以降に主任介護支援専門員研修を受講した者は、研修修了日から 5 年間が主任介護支援専門員の有効期間となります。

主任介護支援専門員研修の修了時	有効期間	研修対象年度
平成 23 年度までに修了した者 (平成 18 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで)	平成 31 年 3 月 31 日まで	平成 28 年度から 30 年度
平成 24～26 年度までに修了した者 (平成 24 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで)	平成 32 年 3 月 31 日まで	平成 29 年度から 31 年度

○介護支援専門員証、主任介護支援専門員の更新について

主任更新研修を受講した者は更新研修を免除されます。介護支援専門員証の更新手続きは、原則①とします。主任更新研修修了時に、①、②のいずれかを選択し、更新手続きをします。

① 主任更新研修修了証明書の有効期間に置き換えて、介護支援専門員証を交付する。

主任介護支援専門員更新研修修了者に係る介護支援専門員証交付申請書（様式第 9 号の 2）により、主任更新研修の修了証明書の有効期間に置き換えて介護支援専門員証を交付する。その場合、主任更新研修の修了日から、介護支援専門員証の有効期間は放棄することとなる。

② 主任介護支援専門員更新研修修了者の介護支援専門員証の有効期間の更新に係る申出書（様式第 9 号の 3）を提出する。※ 介護支援専門員証と主任の有効期間を自己管理する

主任更新研修の修了証明書の有効期間は自己管理し、介護支援専門員証の有効期間は、これまでどおり、介護支援専門員証の有効期間までに更新する。

※ なお、以上の取扱いについては、厚生労働省の通知等により変更となる場合があります。
（経過措置期間対象者以外については、別途お知らせします。）

【大阪府介護支援専門員資質向上事業実施要綱】

（別添 6）主任介護支援専門員更新研修実施要綱より抜粋

2 対象者

研修対象者は、特に質の高い研修を実施する観点から、次の①から⑦までのいずれかに該当するものである、主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期間がおおむね 2 年以内に満了する者とする。

- ① 介護支援専門員に係る研修の企画、講師やファシリテーターの経験がある者
- ② 地域包括支援センターや職能団体等が開催する法定外の研修等に年 4 回以上参加した者
- ③ 日本ケアマネジメント学会が開催する研究大会等において、演題発表等の経験がある者
- ④ 日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャー
- ⑤ 地域包括支援センターで、主任介護支援専門員として業務をしていると証明される者
- ⑥ 実務研修等において、指導した実績がある主任介護支援専門員である者
- ⑦ その他、主任介護支援専門員の業務に十分な知識と経験を有する者であり、大阪府が適当と認める者

大阪府福祉部高齢介護室介護支援課利用者支援グループ
 T E L : 06-6941-0351(代表) 内線 6669
 F A X : 06-6941-0513
 E-mail : koreikaigo-g04@sbox.pref.osaka.lg.jp